

市長室から お答えします

ごみ収集日の回数について

Q わたしは最近、成田に越してきた者です。以前住んでいた町では、週に3回燃やせるごみの収集日がありました。成田市では週2回なので、家の中にゴミがたまってしまいます。ぜひ、燃やせるごみの収集日を週3回に増やしていただけないでしょうか。

A 市では、多様化するゴミ問題に対処するため、ゴミの減量化と再生利用を促進し“資源循環型のごみゼロ社会”の実現に向けて、市民の皆さんのご理解とご協力をいただきながら積極的に取り組んでおります。

ゴミに対する市の基本的な考え方は、「収集回数を増やしていく」のではなく、市民の皆さんに「ゴミの減量化と分別収集の徹底を図っていただき、ゴミに対する再認識をもっていただく」ことが肝要と考えており、リサイクル運動の推進などゴミの減量化と再資源化に向けた諸施策を推進しているところです。

なお、市民の皆さんには、お買い物の際には買い物袋の持参や、スーパーマーケットなどでの牛乳パックの回収など、更なるゴミの減量化にご協力をお願いいたします。

※くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)へ。

消費生活 相談 Q&A

結婚相手 紹介サービス



Q 結婚相手紹介所に行って、サービス提供機関が2年間で35万円の契約をしました。家族に反対されました。契約後5日経過しましたが解約できますか。

A 結婚相手紹介サービスでは、契約期間が2か月以上で、金額が5万円を超えるものであれば「特定商取引に関する法律」の継続的役務取引の規制を受ける対象となり、事業者には、契約書面・概要書面の交付義務が課され、消費者には、クーリング・オフや中途解約権が認められています。

今回のケースでは、契約書面を受け取ってから8日以内なのでクーリング・オフができます。また、クーリング・オフ期間が過ぎた場合は、中途解約の申し出ができますが、その際には規定の解約料がかかります。加えてサービスの提供を開始した後では(契約後すぐに会員の情報が一括で提供され、サービスの提供がほぼ完了したとして)高額な情報料を請求されることもあるようです。

このほか、外国人との結婚紹介を申し込んだら、海外でのお見合いツアーをした後、本人の意思確認がはっきりしないまま結婚話が進み、数百万円の結婚費用を請求されたとか、希望した条件と合う女性は大勢いますと言われて契約したが、紹介されたのは一度だけだったなどの苦情もあるようです。

契約に際しては、概要書面を受け取りサービス内容や料金体制をよく確認する、過度な期待をせず自分の意思をはっきり伝えるなど慎重な態度が必要です。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

消防・防災・防犯

暮らしの安全 知 っ 得 情 報

フィッシング詐欺 にご注意



フィッシング詐欺とは、第三者が実在する銀行やカード会社に成り済まして、不特定多数にメールを送付し「カードの有効期限を更新してください」などと持ちかけ、本人確認などの名目で氏名やカード番号などの個人情報を不正に入手しようとするものです。

現在、アメリカで被害が急増しており、日本でも昨年11月に上述した手口で現金が引き出された事件が確認されました。今後、同様の被害の拡大が懸念されています。

このようなメールで個人情報をたずねることは一切ないと思っても、いざメールが届くと不安になり対応してしまう場合が多々あります。落ち着いて対応し、くれぐれもご用心を。

★セキュリティ対策としては

- ①メール内のリンクはクリックしない
- ②メールアドレスを管理し、むやみに公開しない。用途で使い分ける
- ③サイトの運営主体者を確認する(注)
- ④むやみにカード番号、パスワードなどを入力しない

(注)不自然な形で個人の金融情報を聞き出そうとするメールに対して、メールを送信してきたとされる企業の実際のホームページや窓口にお問い合わせ確認するなどしてください。

※くわしくは交通防犯課(☎20-1527)へ。

国民健康保険の資金貸付制度

高額療養費や出産育児一時金が支給されるまで資金を貸し出し

国民健康保険の加入者が、高額医療費や出産費の支払いに困ったとき、資金を貸し出す制度があります。

【高額医療費貸付制度】

- 貸付対象者＝高額療養費の支給を受ける見込みがある世帯主で、国民健康保険税を完納している人
- 貸付金額と利息＝高額療養費支給見込額の80%で、無利息
- 貸付期間＝高額療養費が支給される日まで
- 申請方法＝医療機関などが発行した療養に要する費用の内訳が記載された請求書または領収書を添えて保険年金課へ
- 貸付方法＝医療機関などに全額支払った場合以外は、貸付決定を受けた人の委任に基づき、市から医療機関などへ直接支払われる
- 償還方法＝高額療養費支給額のうち、貸付金相当額を償還に充てる

【出産費貸付制度】

- 貸付対象者＝次のいずれかに該当する人の属する世帯の世帯主で、国民健康保険税を完納している人
- ①出産予定日まで1カ月以内の人
- ②妊娠4カ月以上の人で、出産に要する費用について医療機関などに一時的な支払いが必要となった場合
- 貸付金額と利息＝資金の貸付金額は出産育児一時金(30万円)の90%で、無利息
- 貸付期間＝出産育児一時金が支給される日まで
- 償還方法＝出産育児一時金を受領したとき、貸付金の償還に充てる(国保の資格を喪失した場合は速やかに返還)
- 申請方法＝母子健康手帳、保険証、印鑑、出産に要する費用の請求書(妊娠4カ月以上の人)を持って保険年金課へ



国民健康保険の助成制度

人間ドックと脳ドックの費用を助成

●対象＝次のすべてに該当する人

- 1年以上継続して成田市国民健康保険に加入している35歳以上の人
- 前回、人間ドックを受けてから1年以上経過している人(ただし、脳ドックは2年以上)
- 国民健康保険税を完納している世帯の人
- 利用方法＝指定医療機関に予約をした後に、保険証と印鑑を持って、保険年金課で手続きを。後日承認書を郵送しますので、これを持って人間ドックを受検してください

●指定検査医療機関

成田赤十字病院(☎22-2311)

藤倉クリニック(☎22-1158)

成田病院(☎22-1500)

千葉脳神経外科病院(☎043-250-1228・脳ドックのみ)

●助成率＝人

間ドックの場合は受検費用の70%、脳ドックの場合は一律2万円。なお、検査の種別や費用、項目などは指

定検査医療機関、コースにより異なります。ドックの検診結果の見方について、保健師による相談(要予約)を行っています。くわしくは保険年金課へ問い合わせてください



国民年金の支給

受け取るときは請求手続きを

「年金は65歳になると、自動的に支給される」と考えている人はいませんか。

年金は、本人からの請求がなければ支給されません。65歳になったら「老齢給付裁定請求書」を提出してください。

また、希望により60歳から受給する「繰り上げ請求」や66歳以降に受給する「繰り下げ請求」もできます。

なお、市役所で年金の請求手続きができる人は、任意加入期間を含め加入期間のすべてが「第1号被保険者」

の人です。

第3号被保険者期間のある人など、他の被保険者加入期間のある人の請求先は社会保険事務所になります。

国民年金には、このほかに障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金や死亡一時金があります。いずれも受給するには請求手続きが必要となります。

これらの請求に必要な書類などについては、あらかじめ問い合わせてください。